

仕様書

- ◆件 名 榎原考古学研究所
特定建築物・建築設備・防火設備定期点検業務委託
- ◆履行期限 契約日～令和8年3月13日
- ◆業務内容 特定建築物・建築設備・防火設備の定期点検業務
この仕様書による他、「特定建築物定期点検業務要領」「建築設備定期点検業務要領」「防火設備定期点検業務要項」によること。
施設図面を作成すること。
- ◆履行場所 別紙のとおり
- ◆施設の概要 別紙のとおり
- 点検項目一覧
- 特定建築物：建築物の敷地・構造及び建築設備等、法令に基づき必要な項目を適正に実施すること。
 - 建築設備：換気・排煙・非常用照明等、法令に基づき適正に実施すること
 - 防火設備：防火扉・防火シャッター等、法令に基づき適正に実施すること
- ◆実施日 奈良県立榎原考古学研究所と協議の上、決定するものとする。
- ◆本業務の成果品は、次のとおりとする。

成果品等	サイズ	提出 部数	摘要
定期点検結果報告書	A 4	2 部	Word 及び Excel により作成し、doc 及び xls 形式で提出
定期点検結果図	A 3	2 部	CAD により作成し、JWW、DXF 及び PDF 形式で提出
施設図面	A 3	2 部	CAD により作成し、JWW、DXF 及び PDF 形式で提出
電子データ	—	1 部	上記成果品の報告書類すべてを電算化し、電子媒体にて提出

◆その他

- ・受注者は本業務に関し、必要と思われる資料の貸与を受けることができるが、貸与を受けた資料の保管、取扱等に十分注意し、本業務完了後速やかに返却しなければならない。
- ・受注者は本業務にあたり、常に奈良県立橿原考古学研究所担当者と連絡を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、すみやかに報告し担当者の指示を受けなければならない。
- ・点検等の作業日時は奈良県立橿原考古学研究所の運営に影響が出ないよう配慮し、前もって作業予定表を提出し担当者の承諾を得ること。
- ・本仕様書について疑義が生じたときは双方協議のうえ定めるものとする。

特定建築物定期点検業務要領

(定期点検目的)

公共施設は常にその安全性の確保が必要であり、その安全性を確保するためには建築時の検査だけでなく、完成後の適正な維持管理が重要である。

そこで、建築基準法第12条の規定に基づき建築設備について定期的に損傷、腐敗その他の劣化状況を本要領により点検するものである。

(適用基準)

点検にあたっては、「特定建築物定期調査業務基準（最新版）」により実施すること。

(点検資格者)

受託者は、建築基準法第12条に規定する有資格者に点検させること。

なお、点検者の経歴および資格を事前に報告すること。

(定期点検の流れ)

定期点検は次の順序にて進める。

- ① 資料のチェックと整理
- ② 定期点検計画の確立
- ③ 定期点検の実施

建築設備定期点検業務要領

(定期点検目的)

公共施設は常にその安全性の確保が必要であり、その安全性を確保するためには建築時の検査だけでなく、完成後の適正な維持管理が重要である。

そこで、建築基準法第12条の規定に基づき建築設備について定期的に損傷、腐敗その他の劣化状況を本要領により点検するものである。

(適用基準)

点検にあたっては、国土交通省住宅局建築指導課監修「建築設備定期点検業務基準(最新版)」により実施すること。

(点検資格者)

受託者は、建築基準法第12条に規定する有資格者に点検させること。

なお、点検者の経歴および資格を事前に報告すること。

(定期点検の流れ)

定期点検は次の順序にて進める。

- ④ 資料のチェックと整理
- ⑤ 定期点検計画の確立
- ⑥ 定期点検の実施

防火設備定期点検業務要領

(定期点検目的)

公共施設は常にその安全性の確保が必要であり、その安全性を確保するためには建築時の検査だけでなく、完成後の適正な維持管理が重要である。

そこで、建築基準法第12条の規定に基づき防火設備について、定期に防火戸その他の政令で定める防火設備を本要領により点検するものである。

(適用基準)

点検にあたっては、「防火設備定期検査業務基準（最新版）」により実施すること。

(点検資格者)

受託者は、建築基準法第12条に規定する有資格者に点検させること。

なお、点検者の経歴および資格を事前に報告すること。

(定期点検の流れ)

定期点検は次の順序にて進める。

- ① 資料のチェックと整理
- ② 定期点検計画の確立
- ③ 定期点検の実施